

速報版

発行:自治労滋賀県職員連合労働組合
自治労滋賀県職員労働組合
県庁東館5階
県庁内線:4790.4791
直通077-528-4790
FAX:077-521-3784
E-Mail/shigajichiro@yahoo.co.jp

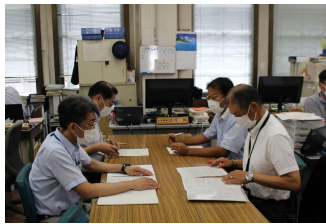
自治労県職

予算・職場要求での交渉を実施します
新型コロナ対策、予算と人員、職場改善等で要求

予算・職場要求交渉の日程

人事課長交渉: 8月28日(金) 9時から10時

※ 役員中心で対応しますが、参加希望者は申し出て下さい。



自治労県職は8月5日、「2021年度予算・職場要求に関する要求書」を提出しました。既に実施した「職場要求アンケート」を踏まえ、また新型コロナ対策も含めて要求します。要求に基づく人事課長交渉は8月28日に行います。

主な要求項目(抜粋)

○新型コロナウイルス感染症対策に関する要求

- ◇保健所や衛生科学センター、健康医療福祉部等の第一線機関においては過重労働が続いており、他部局においても兼務や応援を含めて人員を提供しているところである。各職場における人員不足を抜本的に解消するため、早急に増員定数増を図ること。
◇「執務室内の勤務職員数8割削減」等を実践してきたが、今後の働き方改革へ活かせる視点として「在宅勤務制度」等について、労働組合と十分な協議を行い意見を取り入れること。
◇職員への感染予防対策として、宿泊療養施設等での事前の研修を含めた業務の安全管理、業務上必要なマスクや消毒剤等の支給、メンタル相談窓口の設置等を徹底すること。
◇感染症の拡大防止対策に続いて、経済対策の本格的な展開が見込まれることから、職員のモチベーションの維持と中長期の観点からの人材と体制の確保を進めること。

○公共サービスの充実と行財政改革に関する要求

- ◇今後の県財政については、従来からの財源不足に加えて、今般の新型コロナ対策によってさらに厳しい行財政運営を余儀なくされるものと考えられる。来年度の予算編成において、県民の安心安全な暮らしを支える県政のニーズに応えとともに、過去の行革による負の歴史を繰り返さないこと。
◇この間の行財政改革において定員削減がなされ、このことが種々の課題や困難等を招いている。根本的に解決するため、引き続き職員定数の拡大を行い、人員増による適切な人員配置を図ること。特に、今般の新型コロナ対策で県組織のセーフティネットの役割が改めて真価を問われており、このことに応えられる人材と人員体制の確保を行うこと。

○職場環境の改善に関する要求

- ◇「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、現状で既に老朽化が著しく、様々な運営に支障をきたしている公共施設等の改修・改築を計画的に行うこと。
◇試験研究機関など地方機関等の機器や設備において、支障が生じていることから、更新・整備を図ること。

- ◇老朽・狭隘化した環境にある職場、会議室や書類の保管場所が不足している職場については、早急に改修等を実施すること。また、OA機器など事務支援機器については、技術水準の動向を踏まえた不断の改善を図ること。
◇インターネット閲覧用パソコンについて、全職員に配備できるよう予算を確保すること。外部記憶媒体等のパソコンへの接続が制約されているが、根本的な改善策を講じること。
◇公用車の更新については、安全面、環境面から使用に支障をきたしているものを早急に更新すること。バックモニター、自動ブレーキなどを装備すること。
◇空調の運転など冷暖房については、職場実態や地域性を十分に踏まえた対応や弾力的運用を行うこと。老朽化した冷房設備については、早急に更新を行うこと。
◇庁舎内の便所については地方機関も含めて、洋式化や多目的トイレの設置、ウォシュレット装備等の改善を図ること。

○勤務労働条件その他の改善に関する要求

- ◇特殊勤務手当や給料の調整額については、職場や業務の実態、職員の士気への影響等を考慮し、改善を図ること。少なくとも現行の改善を行わないこと。新型コロナ関連の特殊勤務手当については、業務のリスクの程度や公平性の観点から、対象範囲の拡大や検査業務の支給額の改善を図ること。
◇時間外勤務について、本来すべての職場が1月45時間以内1年360時間以内の「原則部署」であるべきとの観点から、どの職場においても超勤実態を放置することなく、人員配置や業務の見直しを図ること。また、上司等が不必要な抑制や圧力をかけることによってサービス残業を誘発することのないよう、所属への指導や徹底を図ること。
◇水防等の緊急出勤時において、職場までの出勤に係る時間外勤務手当の支給や自家用車による交通費等の実費負担分を支給されるよう改善すること。
◇仕事と育児・介護の両立支援制度について、引き続き実態に応じた休暇・休業制度の改善を図ることとともに、超過勤務の恒常化の解消や代替職員の確保等によって制度が利用しやすい環境整備を確実にすること。特に、技術系の代替職員の確保が厳しい現状を早急に改善すること。

○会計年度任用職員等の処遇改善に関する要求

県関係職場に雇用されるすべての労働者の処遇改善、安定雇用に関わって必要な対応を図ること。特に本年4月から導入されている「会計年度任用職員制度」については、改善要求に応えとともに必要な予算を確保すること。

○職員の健康と安全を守る要求(略)

○福利厚生に関する要求(略)

県人事委へ「今年度の給与勧告」で要請 新型コロナウイルス感染症の影響による異例の事態を受け



新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、景気減速懸念が強まっており、景気動向は先行き不透明な状況となっています。人事院は今年度の民間給与実態調査の実施について、新型コロナウイルス感染症

の拡大の影響で、賞与等の調査を先行実施していましたが、今般、月例給の調査について、ようやく実施の方向が出されました。種々の懸念はありますが、民間の状況を精確に比較した上で、生活を守るための賃金水準を確保していくことが求められます。

自治労県職と滋賀県教組は、県人事委員会に対して、今年度の月例給と一時金ともに精確な調査の上で賃金水準を確保する勧告を行うよう要請しました。これに対して県人事委員会の矢野事務局長は「新型コロナの影響で異例の状況となっているが、情勢適応などの原則に則りしっかりと対応していきたい」と応えました。

要請の内容

1. 2020年度の民間給与実態調査にあたっては、現行の比較企業・事業所規模を堅持するとともに、社会的に公正な仕組みとなるよう抜本的な改善を検討すること。
2. 民間賃金実態に基づく公民較差を精確に把握し、地方公務員の生活を守るための賃金水準を確保すること。
3. 諸手当の改善については、地域の実情や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関連業務をはじめとする職務や生活実態を踏まえ、組合との十分な交渉・協議に基づき進めること。
4. 人事委員会の勧告に向けた調査や作業にあたっては、組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。

「7月豪雨」募金協力に感謝 424,185円を寄付

本年7月に発生しました「7月豪雨」の水害により被災された皆さんへの緊急募金を職場の皆さんにお願いしましたところ、現時点で424,185円の善意が寄せられました。このほど日本赤十字社滋賀県支部および自治労本部へ寄付金を手渡しました。この寄付金は配分委員会を通じて被災者の方々へ交付されるということです。

今年はコロナ禍の中で復旧が思いに任せられない状況となっていますが、寄付を通じての支援は今後も続けていきたいと考えます。皆さんご協力に感謝申し上げます。



人事院への署名に協力を 今年度の給与勧告に向け

職員の生活の改善につながる今年の人事院勧告を求めて、「自治労や日教組などで構成する「連合・公務員連絡会」は、人事院に対して、「人事院要請署名」行動を実施しています。皆さんのご協力をお願いします。

1. 取組み内容 人勧期署名を集約し人事院へ提出
2. 集約日 8月中旬
3. 提出先
自治労滋賀県職員労働組合 本部書記局
TEL : (077)528-4790 FAX : (077)521-3784

自治労県職・県職連合の定期大会を開催します



自治労県職第35回定期大会・自治労県職連合第10回定期大会を9月9日、ライズヴィル都賀山で開催します。

今年は自治労県職結成30

昨年度の定期大会の様子

周年の年であり、記念の定期大会とすべく準備をしていましたが、新型コロナの影響もあり、むしろ規模を縮小しての実施となります。組合も新たな事態の中で、果たしていく役割や方法を今一度模索しながら運動の強化と発展を目指していきたいと考えています。

定期大会では、この1年間の闘いの経過を総括し、向こう1年の運動方針を決定しますので、参加できない組合員の皆さんも後日配布する資料の「意見欄」に記載の上、書記局へ返送して下さい。当日の議論に反映することとします。

自治労県職第35回定期大会 自治労県職連合第10回定期大会

と き：9月9日（水）
15：00～（受付14:30～）
ところ：ライズヴィル都賀山（守山市）
内 容：2019年度活動報告・決算報告
2020年度運動方針・予算等

※新型コロナ対策として、参加規模を縮小し、本部・支部役員中心で開催します。議案書は事前配布しますので、できる限り委任状の提出をお願いします。（意見あれば意見欄へ記入の上、提出ください）

